



住居確保給付金 のご案内

一定の要件を満たす方に対する
住まいの確保を目的とした給付金です。

就職活動を支えるための 家賃の補助

仕事を辞めたことなどで収入が減少し、家賃の支払いにお悩みの方に、再就職に向けた活動※を行うことなどを要件として、家賃額（上限あり）を補助します。

※自営業の方は経営の改善に向けた活動のサポートになる場合があります。

家計の立て直しのための 転居費用の補助

収入が大きく減少し、家賃負担の少ない住宅に転居するなどの必要がある方に、家計改善支援において、転居によって家計が改善すると認められることなどを要件として、転居費用（上限あり）を補助します。



住居確保給付金は生活困窮者自立支援法に基づく給付金です。
支給要件などの詳細は裏面をご確認ください。

家賃の補助

対象となる方

住まいを失った方、または家賃を支払えなくなりそうな方で、①または②に当てはまる方

- ①仕事を辞めてから／事業を廃止してから2年以内の方
- ②自分の責任や都合ではない理由で休業などになり、収入が減った方

支給の要件

主に以下の要件を満たす必要があります。

○収入と資産が以下①と②に当てはまること

①収入が、基準額（※1）＋家賃額（※2）より少ない

- ※1 石狩市の場合：単身世帯 8.6万円
2人世帯 12.4万円
3人世帯 14.7万円…

※2 限度額あり

②資産（預貯金・手持ち金）の合計が、基準額の6倍（その額が100万円を超える場合は100万円）以下（※3）

- ※3 石狩市の場合：単身世帯 51.6万円
2人世帯 74.4万円
3人世帯 88.2万円…

○ハローワークなどに申し込んで、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと（自営業の方などは、経営の改善に取り組むことで可となる場合あり）

支給額・支給期間

家賃額（上限あり）を支給します。
支給期間は原則3カ月です（最長9カ月）。
原則として、住宅の貸主などの口座に自治体が直接振り込みます。

転居費用の補助

対象となる方

収入が大きく減少し、住まいを失った方、または家賃を支払えなくなりそうな方で、家計の改善のために家賃負担の少ない住宅に転居する必要がある方

＜対象者の例＞

- 配偶者が亡くなり世帯の収入が減少した方
- 病気で離職し、働いて収入が増やせない方

※転居先の家賃が今より多少高くなっても、家計全体が改善すれば対象になる可能性あり（転居先の方が通院先に近く、交通費が安くなるなど）

支給の要件

主に以下の要件を満たす必要があります。

○収入と資産の要件は、左記の家賃の補助と同様

○家計の安定にむけ、定期的に家計相談を受けること

○家計支援において、転居により家計が改善することが認められること

支給額・支給期間

転居に要する費用（上限あり）を支給します。

補助対象外（敷金・前家賃など）となる経費もあります。



お問い合わせ先

社会福祉法人 石狩市社会福祉協議 生活支援係

〒061-3216 石狩市花川北6条1丁目41番地1りんくる内 1階

TEL：0133-72-8220

（平日 9：00～17：00）



りんくる地図



社協HP



石狩市役所HP